

新サービス「両替等定額サービス」の提供開始について

令和6年4月1日（月）より、新サービス「両替等定額サービス」（以後、「本サービス」という。）の提供を開始いたします。つきましては、サービス手数料を以下の通り改定させていただきます。

【両替等定額サービス】

現在、窓口での両替関連サービス（**両替**や**金種指定による払い戻し**および**大量の硬貨によるお預入れ**）につきましては、枚数に応じて、その都度手数料を頂いておりますが、本サービスにお申し込み頂くことにより、**回数や枚数を気にせずご利用頂けます。**

本サービスは、**会員・准会員の漁協等**や**水産業を営む個人・法人**、**その他漁業関連団体**や**公益法人等**を対象とした**紙幣・硬貨を大量・頻繁に扱うお客様**向けのサービスとなります。**対象となるお客様で日常的に両替関連のサービスをご利用される方は、利用頻度や枚数等を勘案のうえ、ご活用をご検討ください。**

ご利用には**申し込みと月額利用料のお支払いが必要になります。**詳細については窓口にお問い合わせください。

【 両替等定額サービス の新設 】

両替等定額サービス

ご利用いただける方	取扱期間	月額利用料
普通貯金（総合口座を含む）・当座貯金・別段貯金口座のいずれかをお持ちの以下の方。 （1）本会の会員または准会員の漁協 等 （2）水産業を営む個人・法人 （3）その他漁業関連団体 （4）公益法人 等	申込日から1年間 （自動更新）	月額 2,750 円

※1.本サービスは、窓口両替（金種指定払戻を含む）および窓口大量硬貨入金^が定額料金で利用できるサービスです。

！ 両替等定額サービスについて ！

本サービスについて	<p>本サービスは、利用申込により、窓口で以下のサービスを利用する際の手数料を定額料金（月額）で利用できるサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none">・両替・金種指定による払い戻し・大量硬貨によるお預け入れ
ご利用いただける方	<p>・普通貯金（総合口座を含む）、当座貯金、別段貯金口座のいずれかを保有している以下の方、かつ、本サービスの利用申込書を提出された方</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本会の会員・准会員の漁協 等○ 水産業を営む個人・法人○ その他漁業関連団体○ 公益法人 等
取扱期間	<p>・申込日から1年間（自動更新）</p> <p>※取扱期間が満了する日までに、書面による別段の意思表示がない場合、本サービスの取扱いは従前と同一の条件でさらに1年間更新し、以後も同様とします。</p>
枚数の制限	<p>・枚数の制限はありません。</p>
月額利用料	<p>・サービス手数料一覧に記載の月額利用料を指定口座から毎月1日（休日の場合は翌営業日）に当月分として口座振替によりお支払いいただきます。</p> <p>但し、初回（申込月）の月額利用料は、申込時にお支払いいただきます。</p> <p>・本サービスの月額利用料に改定がある場合は、当連合会ホームページで公表し、変更あった月の翌月から適用いたします。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

2024年4月1日

東日本信用漁業協同組合連合会